

橿原市の空家等の流通促進等に関する協定書

橿原市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人空き家コンシェルジュ（以下「乙」という。）は、橿原市内に所在する空家等の市場への流通促進に関して、平成30年11月21日付け締結の橿原市の空家等の流通促進等に関する連携協定書（以下「連携協定書」という。）に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携、協力して、連携協定書第3条に規定する橿原市空家等対策プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）及び関係団体会議に基づいて必要な施策を実施することにより、橿原市内に所在する空家等の市場への流通促進を図り、空家等の利活用を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- （2）所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

（甲の実施業務）

第3条 甲は、所有者等の同意を得て、空家等の市場への流通に関し必要となる情報を、乙に提供するものとする。

（乙の実施業務）

第4条 乙は、関係団体会議で示された方針に基づき、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）空家等の活用や管理等に関する相談
- （2）空家等の適正管理に関する啓発活動
- （3）その他空家等の流通促進に関する業務

2 乙は、報告に基づき業務の進捗を管理し、業務の成果をプラットフォームに報告するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、第三者に対し、この協定事項の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又は本協定に基づき生ずる権利義務を譲渡してはならない。

（秘密の保持）

第6条 乙は、本協定の期間の内外を問わず、本協定に基づく業務の履行に際して知り得た情報を許可なく他に漏らし、又は不当に使用してはならない。

（苦情等の処理）

第7条 本協定に基づく業務の履行に際して苦情等が発生したときは、甲及び乙が協議の上、それぞれの責任において速やかに解決を図るものとする。

（協定期間）

第8条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも何ら申し出がないときは、同一の条件で期間を1年間として自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

（個人情報の保護）

第9条 乙は、この協定による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、橿原市個人情報保護条例（平成11年橿原市条例第17号）第13条の規定及び特記事項に掲げる事項を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

（その他）

第10条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

平成30年11月21日

甲 橿原市八木町1丁目1番18号

橿原市長 森下 豊

乙 橿原市小房町9-32

特定非営利活動法人空き家コンシェルジュ

代表理事 有江 正太

橿原市の空家等の流通促進等に関する協定書

橿原市（以下「甲」という。）と橿原市建設業協会（以下「乙」という。）は、橿原市内に所在する空家等の市場への流通促進に関して、平成30年11月21日付け締結の橿原市の空家等の流通促進等に関する連携協定書（以下「連携協定書」という。）に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携、協力して、連携協定書第3条に規定する橿原市空家等対策プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）及び関係団体会議に基づいて必要な施策を実施することにより、橿原市内に所在する空家等の市場への流通促進を図り、空家等の利活用を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- （2）所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。
- （3）登録事業者 乙が、その構成員の中から、空家等の流通を促進するための業務を適切に遂行することが可能であると認め、当該業務を遂行する事業者として登録したものをいう。

（甲の実施業務）

第3条 甲は、所有者等の同意を得て、空家等の市場への流通に関し必要となる情報を、登録事業者の中から乙が指名する業務担当事業者（以下「担当事業者」という。）に提供するものとする。

（乙の実施業務）

第4条 乙は、関係団体会議で示された方針に基づき、登録事業者名簿に記載の事業者の中から、担当事業者を指名し、次に掲げる業務を行わせることができる。

- （1）空家等の修理、修繕又は改修工事にかかる費用の見積及び工事の実施
- （2）空家等の修理、修繕又は改修工事に関する相談
- （3）その他空家等の流通促進に関する業務

2 乙は、担当事業者からの報告に基づき業務の進捗を管理し、業務の成果をプラットフォームに報告するものとする。

3 第1項に規定する業務を円滑に遂行するため、乙は、研修会や勉強会の開催等により、登録事業者の技術向上に努める。

（登録事業者名簿）

第5条 乙は、登録事業者について、登録事業者名簿を作成し、管理する。

- 2 乙は、前項に規定する登録事業者名簿を、甲に提出しなければならない。また、変更のあったときは、直ちに甲に報告する。
- 3 甲は、乙の協議を経て登録事業者が本協定に基づいて業務を適切に遂行することができないと認めたときは、当該登録事業者を登録事業者名簿から抹消することができる。

できる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、第三者に対し、この協定事項の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又は本協定に基づき生ずる権利義務を譲渡してはならない。

2 乙は、乙の申請によって登録事業者名簿に登録された担当事業者に対しても、前項の規定により乙が負う義務を遵守させなければならない。

（秘密の保持）

第7条 乙は、本協定の期間の内外を問わず、本協定に基づく業務の履行に際して知り得た情報を許可なく他に漏らし、又は不当に使用してはならない。

2 乙は、本協定の内外を問わず、乙の構成員に対して、本協定の業務の履行に際して知り得た情報を許可なく外に漏らさせ、又は不当に使用させてはならない。

（苦情等の処理）

第8条 本協定に基づく業務の履行に際して苦情等が発生したときは、甲及び乙が協議の上、それぞれの責任において速やかに解決を図るものとする。

（協定期間）

第9条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも何ら申し出がないときは、同一の条件で期間を1年間として自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

（個人情報の保護）

第10条 乙は、この協定による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、橿原市個人情報保護条例（平成11年橿原市条例第17号）第13条の規定及び特記事項に掲げる事項を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

（その他）

第11条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

平成30年11月21日

甲 橿原市八木町1丁目1番18号

橿原市長 森下 豊

乙 桜井市三輪106-1

橿原市建設業協会

会長 松田 充玄

橿原市の空家等の流通促進等に関する協定書

橿原市（以下「甲」という。）と社会福祉法人橿原市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、橿原市内に所在する空家等の市場への流通促進に関して、平成30年11月21日付け締結の橿原市の空家等の流通促進等に関する連携協定書（以下「連携協定書」という。）に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携、協力して、連携協定書第3条に規定する橿原市空家等対策プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）及び関係団体会議に基づいて必要な施策を実施することにより、橿原市内に所在する空家等の市場への流通促進を図り、空家等の利活用を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等をいう。

（2）所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

（甲の実施業務）

第3条 甲は、所有者等の同意を得て、空家等の市場への流通に関し必要となる情報を、乙に提供するものとする。

（乙の実施業務）

第4条 乙は、関係団体会議で示された方針に基づき、次に掲げる支援を行う。

（1）空家等対策の啓発

（2）空家等に関する相談者への制度の紹介

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、第三者に対し、この協定事項の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又は本協定に基づき生ずる権利義務を譲渡してはならない。

2 乙は、乙の申請によって登録事業者名簿に登録された担当事業者に対しても、前項の規定により乙が負う義務を遵守させなければならない。

（秘密の保持）

第6条 乙は、本協定の期間の内外を問わず、本協定に基づく業務の履行に際して知り得た情報を許可なく他に漏らし、又は不当に使用してはならない。

2 乙は、本協定の内外を問わず、乙の構成員に対して、本協定の業務の履行に際して知り得た情報を許可なく外に漏らさせ、又は不当に使用させてはならない。

（苦情等の処理）

第7条 本協定に基づく業務の履行に際して苦情等が発生したときは、甲及び乙が協議の上、それぞれの責任において速やかに解決を図るものとする。

（協定期間）

第8条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも何ら申し出がないときは、同一の条件で期間を1年間として自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

（個人情報の保護）

第9条 乙は、この協定による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、橿原市個人情報保護条例（平成11年橿原市条例第17号）第13条の規定及び特記事項に掲げる事項を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

（その他）

第10条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

平成30年11月21日

甲 橿原市八木町1丁目1番18号

橿原市長 森下 豊

乙 橿原市畝傍町9番地の1

社会福祉法人 橿原市社会福祉協議会

会長 森下 豊

橿原市の空家等の流通促進等に関する協定書

橿原市（以下「甲」という。）と橿原商工会議所（以下「乙」という。）は、橿原市内に所在する空家等の市場への流通促進に関して、平成30年11月21日付け締結の橿原市の空家等の流通促進等に関する連携協定書（以下「連携協定書」という。）に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携、協力して、連携協定書第3条に規定する橿原市空家等対策プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）及び関係団体会議に基づいて必要な施策を実施することにより、橿原市内に所在する空家等の市場への流通促進を図り、空家等の利活用を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

（甲の実施業務）

第3条 甲は、所有者等の同意を得て、空家等の市場への流通に関し必要となる情報を、乙に提供するものとする。

（乙の実施業務）

第4条 乙は、関係団体会議で示された方針に基づき、次に掲げる業務を行う。

- (1) 空家等のうち空き店舗の利活用希望者への経営に関する相談、情報提供による支援
- (2) その他空家等の流通促進に関する業務

2 乙は、業務の成果をプラットフォームに報告するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、第三者に対し、この協定事項の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又は本協定に基づき生ずる権利義務を譲渡してはならない。

（秘密の保持）

第6条 乙は、本協定の期間の内外を問わず、本協定に基づく業務の履行に際して知り得た情報を許可なく他に漏らし、又は不当に使用してはならない。

（苦情等の処理）

第7条 本協定に基づく業務の履行に際して苦情等が発生したときは、甲及び乙が協議の上、それぞれの責任において速やかに解決を図るものとする。

（協定期間）

第8条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも何ら申し出がないときは、同一の条件で期間を1年間として自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

（個人情報の保護）

第9条 乙は、この協定による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、橿原市個人情報保護条例（平成11年橿原市条例第17号）第13条の規定及び特記事項に掲げる事項を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

（その他）

第10条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

平成30年11月21日

甲 橿原市八木町1丁目1番18号

橿原市長 森下 豊

乙 橿原市久米町652-2

橿原商工会議所

会頭 森本 俊一

橿原市の空家等の流通促進等に関する協定書

橿原市（以下「甲」という。）と公益社団法人全日本不動産協会奈良県本部（以下「乙」という。）は、橿原市内に所在する空家等の市場への流通促進に関して、平成30年11月21日付け締結の橿原市の空家等の流通促進等に関する連携協定書（以下「連携協定書」という。）に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携、協力して、連携協定書第3条に規定する橿原市空家等対策プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）及び関係団体会議に基づいて必要な施策を実施することにより、橿原市内に所在する空家等の市場への流通促進を図り、空家等の利活用を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。
- (3) 登録事業者 乙が、その構成員の中から、空家等の流通を促進するための業務を適切に遂行することが可能であると認め、当該業務を遂行する事業者として登録したものをいう。

（甲の実施業務）

第3条 甲は、所有者等の同意を得て、空家等の市場への流通に関し必要となる情報を、登録事業者の中から乙が指名する業務担当事業者（以下「担当事業者」という。）に提供するものとする。

（乙の実施業務）

第4条 乙は、関係団体会議で示された方針に基づき、登録事業者名簿に記載の事業者の中から、担当事業者を指名し、次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 不動産の売買、賃貸借に関する媒介
- (2) 空家等の調査、査定、相場及び売買事例等に関する相談
- (3) その他空家等の流通促進に関する業務

2 乙は、担当事業者からの報告に基づき業務の進捗を管理し、業務の成果をプラットフォームに報告するものとする。

3 第1項に規定する業務を円滑に遂行するため、乙は、研修会や勉強会の開催等により、登録事業者の技術向上に努める。

（登録事業者名簿）

第5条 乙は、登録事業者について、登録事業者名簿を作成し、管理する。

2 乙は、前項の規定による登録事業者名簿を、甲に提出しなければならない。また、変更のあったときは、直ちに甲に報告する。

3 甲は、乙の協議を経て登録事業者が本協定に基づいて業務を適切に遂行することができないと認めたときは、当該登録事業者を登録事業者名簿から抹消することができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、第三者に対し、この協定事項の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又は本協定に基づき生ずる権利義務を譲渡してはならない。

2 乙は、乙の申請によって登録事業者名簿に登録された担当事業者に対しても、前項の規定により乙が負う義務を遵守させなければならない。

（秘密の保持）

第7条 乙は、本協定の期間の内外を問わず、本協定に基づく業務の履行に際して知り得た情報を許可なく他に漏らし、又は不当に使用してはならない。

2 乙は、本協定の内外を問わず、乙の構成員に対して、本協定の業務の履行に際して知り得た情報を許可なく外に漏らさせ、又は不当に使用させてはならない。

（苦情等の処理）

第8条 本協定に基づく業務の履行に際して苦情等が発生したときは、甲及び乙が協議の上、それぞれの責任において速やかに解決を図るものとする。

（協定期間）

第9条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも何ら申し出がないときは、同一の条件で期間を1年間として自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

（個人情報の保護）

第10条 乙は、この協定による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、橿原市個人情報保護条例（平成11年橿原市条例第17号）第13条の規定及び特記事項に掲げる事項を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

（その他）

第11条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

平成30年11月21日

甲 橿原市八木町1丁目1番18号

橿原市長 森下 豊

乙 奈良市杉ヶ町32番2号

公益社団法人全日本不動産協会奈良県本部

本部長 梅原 寛克

橿原市の空家等の流通促進等に関する協定書

橿原市（以下「甲」という。）と一般社団法人奈良県解体工事業協会（以下「乙」という。）は、橿原市内に所在する空家等の市場への流通促進に関して、平成30年1月21日付け締結の橿原市の空家等の流通促進等に関する連携協定書（以下「連携協定書」という。）に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携、協力して、連携協定書第3条に規定する橿原市空家等対策プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）及び関係団体会議に基づいて必要な施策を実施することにより、橿原市内に所在する空家等の市場への流通促進を図り、空家等の利活用を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- （2）所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。
- （3）登録事業者 乙が、その構成員の中から、空家等の流通を促進するための業務を適切に遂行することが可能であると認め、当該業務を遂行する事業者として登録したものをいう。

（甲の実施業務）

第3条 甲は、所有者等の同意を得て、空家等の市場への流通に関し必要となる情報を、登録事業者の中から乙が指名する業務担当事業者（以下「担当事業者」という。）に提供するものとする。

（乙の実施業務）

第4条 乙は、関係団体会議で示された方針に基づき、登録事業者名簿に記載の事業者の中から、担当事業者を指名し、次に掲げる業務を行わせることができる。

- （1）空家等の改修又は解体等の工事にかかる費用の見積及び工事の実施
- （2）空家等の改修又は解体等の工事に関する相談
- （3）その他空家等の流通促進に関する業務

2 乙は、担当事業者からの報告に基づき業務の進捗を管理し、業務の成果をプラットフォームに報告するものとする。

3 第1項に規定する業務を円滑に遂行するため、乙は、研修会や勉強会の開催等により、登録事業者の技術向上に努める。

（登録事業者名簿）

第5条 乙は、登録事業者について、登録事業者名簿を作成し、管理する。

2 乙は、前項に規定する登録事業者名簿を、甲に提出しなければならない。また、変更のあったときは、直ちに甲に報告する。

3 甲は、乙の協議を経て登録事業者が本協定に基づいて業務を適切に遂行することができないと認めたときは、当該登録事業者を登録事業者名簿から抹消することができる。

できる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、第三者に対し、この協定事項の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又は本協定に基づき生ずる権利義務を譲渡してはならない。

2 乙は、乙の申請によって登録事業者名簿に登録された担当事業者に対しても、前項の規定により乙が負う義務を遵守させなければならない。

（秘密の保持）

第7条 乙は、本協定の期間の内外を問わず、本協定に基づく業務の履行に際して知り得た情報を許可なく他に漏らし、又は不当に使用してはならない。

2 乙は、本協定の内外を問わず、乙の構成員に対して、本協定の業務の履行に際して知り得た情報を許可なく外に漏らさせ、又は不当に使用させてはならない。

（苦情等の処理）

第8条 本協定に基づく業務の履行に際して苦情等が発生したときは、甲及び乙が協議の上、それぞれの責任において速やかに解決を図るものとする。

（協定期間）

第9条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも何ら申し出がないときは、同一の条件で期間を1年間として自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

（個人情報の保護）

第10条 乙は、この協定による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、橿原市個人情報保護条例（平成11年橿原市条例第17号）第13条の規定及び特記事項に掲げる事項を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

（その他）

第11条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

平成30年11月21日

甲 橿原市八木町1丁目1番18号

橿原市長 森下 豊

乙 橿原市内膳町4丁目4-5

一般社団法人奈良県解体工事業協会

会長 竹島 常裕

橿原市の空家等の流通促進等に関する協定書

橿原市（以下「甲」という。）と奈良県建築協同組合（以下「乙」という。）は、橿原市内に所在する空家等の市場への流通促進に関して、平成30年11月21日付け締結の橿原市の空家等の流通促進等に関する連携協定書（以下「連携協定書」という。）に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携、協力して、連携協定書第3条に規定する橿原市空家等対策プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）及び関係団体会議に基づいて必要な施策を実施することにより、橿原市内に所在する空家等の市場への流通促進を図り、空家等の利活用を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- （2）所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。
- （3）登録事業者 乙が、その構成員の中から、空家等の流通を促進するための業務を適切に遂行することが可能であると認め、当該業務を遂行する事業者として登録したものをいう。

（甲の実施業務）

第3条 甲は、所有者等の同意を得て、空家等の市場への流通に関し必要となる情報を、登録事業者の中から乙が指名する業務担当事業者（以下「担当事業者」という。）に提供するものとする。

（乙の実施業務）

第4条 乙は、関係団体会議で示された方針に基づき、次条に規定する登録事業者名簿に記載の事業者の中から、担当事業者を指名し、次に掲げる業務を行わせることができる。

- （1）空家等の修理、修繕又は改修工事にかかる費用の見積及び工事の実施
- （2）空家等の修理、修繕又は改修工事に関する相談
- （3）その他空家等の流通促進に関する業務

2 乙は、担当事業者からの報告に基づき業務の進捗を管理し、業務の成果をプラットフォームに報告するものとする。

3 第1項に規定する業務を円滑に遂行するため、乙は、研修会や勉強会の開催等により、登録事業者の技術向上に努める。

（登録事業者名簿）

第5条 乙は、登録事業者について、登録事業者名簿を作成し、管理する。

2 乙は、前項の規定による登録事業者名簿を、甲に提出しなければならない。また、変更のあったときは、直ちに甲に報告する。

3 甲は、乙の協議を経て登録事業者が本協定に基づいて業務を適切に遂行すること

ができないと認めたときは、当該登録事業者を登録事業者名簿から抹消することができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、第三者に対し、この協定事項の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又は本協定に基づき生ずる権利義務を譲渡してはならない。

2 乙は、乙の申請によって登録事業者名簿に登録された担当事業者に対しても、前項の規定により乙が負う義務を遵守させなければならない。

（秘密の保持）

第7条 乙は、本協定の期間の内外を問わず、本協定に基づく業務の履行に際して知り得た情報を許可なく他に漏らし、又は不当に使用してはならない。

2 乙は、本協定の内外を問わず、乙の構成員に対して、本協定の業務の履行に際して知り得た情報を許可なく外に漏らさせ、又は不当に使用させてはならない。

（苦情等の処理）

第8条 本協定に基づく業務の履行に際して苦情等が発生したときは、甲及び乙が協議の上、それぞれの責任において速やかに解決を図るものとする。

（協定期間）

第9条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも何ら申し出がないときは、同一の条件で期間を1年間として自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

（個人情報の保護）

第10条 乙は、この協定による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、橿原市個人情報保護条例（平成11年橿原市条例第17号）第13条の規定及び特記事項に掲げる事項を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

（その他）

第11条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

平成30年11月21日

甲 橿原市八木町1丁目1番18号

橿原市長 森下 豊

乙 橿原市小網町9番8号

奈良県建築協同組合

代表理事 中 巖

橿原市の空家等の流通促進等に関する協定書

橿原市（以下「甲」という。）と一般社団法人奈良県建築士会（以下「乙」という。）は、橿原市内に所在する空家等の市場への流通促進に関して、平成30年11月21日付け締結の橿原市の空家等の流通促進等に関する連携協定書（以下「連携協定書」という。）に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携、協力して、連携協定書第3条に規定する橿原市空家等対策プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）及び関係団体会議に基づいて必要な施策を実施することにより、橿原市内に所在する空家等の市場への流通促進を図り、空家等の利活用を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）

第2条第1項に規定する空家等をいう。

（2）所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

（3）登録建築士 空き家等の流通を促進するため、本協定の目的を理解し業務を行う者として甲の求めに応じて乙が提出した名簿に登載された乙所属会員をいう。

（4）受託建築士 次条に規定する甲からの情報を提供され第5条第1号から第3号までの業務を行う乙所属会員をいう。

（甲の実施業務）

第3条 甲は、所有者等の同意を得て、空家等の市場への流通に関し必要となる情報を、前条第4号の受託建築士に提供するものとする。

（乙の実施業務）

第4条 次条に規定する業務を円滑に遂行するため、乙は、一般社団法人奈良県建築士会定款第4条の趣旨に基づき研修会を実施し、登録建築士の資質の向上に努めるものとする。

2 乙は、一般社団法人奈良県建築士会定款第5条第2号の事業に基づき、登録建築士の品位を保持し、その業務の改善を図るため、登録建築士の指導を行うものとする。

（受託建築士の実施業務等）

第5条 受託建築士は、関係団体会議で示された方針に基づき、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）空家等の調査、インスペクション

（2）空家等の改修等に関する相談及び改修計画、見積等の作成

（3）その他空家等の流通促進に関する業務

2 受託建築士は、業務の進捗を管理し、業務の成果をプラットフォームに報告する。

（登録建築士名簿）

第6条 乙は、登録建築士について、登録建築士名簿を作成し、管理する。

2 乙は、前項の規定による登録建築士名簿を、甲に提出しなければならない。また、

変更があったときは、直ちに甲に報告する。

3 甲は、乙の協議を経て登録建築士が本協定に基づいて業務を適切に遂行することができないと認めるときは、当該受託建築士を登録建築士名簿から抹消することができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、第三者に対し、この協定事項の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又は本協定に基づき生ずる権利義務を譲渡してはならない。

2 乙は、乙の申請によって登録建築士名簿に登録された受託建築士に対しても、前項の規定により乙が負う義務を遵守させなければならない。

（秘密の保持）

第8条 乙は、本協定の期間の内外を問わず、本協定に基づく業務の履行に際して知り得た情報を許可なく他に漏らし、又は不当に使用してはならない。

2 乙は、本協定の内外を問わず、乙の受託建築士に対して、本協定の業務の履行に際して知り得た情報を許可なく外に漏らさせ、又は不当に使用させてはならない。

（苦情等の処理）

第9条 本協定に基づく業務の履行に際して苦情等が発生したときは、甲及び乙が協議の上、それぞれの責任において速やかに解決を図るものとする。

（協定期間）

第10条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも何ら申し出がないときは、同一の条件で期間を1年間として自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

（個人情報の保護）

第11条 乙は、この協定による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、橿原市個人情報保護条例（平成11年橿原市条例第17号）第13条の規定及び特記事項に掲げる事項を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

（その他）

第12条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

平成30年11月21日

甲 橿原市八木町1丁目1番18号

橿原市長 森下 豊

乙 奈良市大宮町2丁目5番7号

一般社団法人奈良県建築士会

会長 米村 博昭

橿原市の空家等の流通促進等に関する協定書

橿原市（以下「甲」という。）と一般社団法人奈良県建築士事務所協会（以下「乙」という。）は、橿原市内に所在する空家等の市場への流通促進に関して、平成30年11月21日付け締結の橿原市の空家等の流通促進等に関する連携協定書（以下「連携協定書」という。）に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携、協力して、連携協定書第3条に規定する橿原市空家等対策プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）及び関係団体会議に基づいて必要な施策を実施することにより、橿原市内に所在する空家等の市場への流通促進を図り、空家等の利活用を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- （2）所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。
- （3）登録事業者 空き家等の流通を促進するため、本協定の目的を理解し業務を行う者として甲の求めに応じて、乙が提出した名簿に登載された乙所属会員をいう。
- （4）受託建築士 次条に規定する甲からの情報を提供され第5条第1号から第3号までの業務を行う乙所属会員をいう。

（甲の実施業務）

第3条 甲は、所有者等の同意を得て、空家等の市場への流通に関し必要となる情報を、受託建築士に提供するものとする。

（乙の実施業務）

第4条 乙は、関係団体会議で示された方針に基づき、次条に規定する登録事業者名簿に記載の事業者の中から、受託建築士を指名し、次に掲げる業務を行わせることができる。

- （1）空家等の調査、インスペクション
- （2）空家等の改修等に関する相談及び改修計画、見積等の作成
- （3）その他空家等の流通促進に関する業務

2 乙は、受託建築士からの報告に基づき業務の進捗を管理し、業務の成果をプラットフォームに報告するものとする。

3 第1項に規定する業務を円滑に遂行するため、乙は、研修会や勉強会の開催等により、登録事業者の技術向上に努める。

（登録事業者名簿）

第5条 乙は、受託建築士について、登録事業者名簿を作成し、管理する。

2 乙は、前項に規定する登録事業者名簿を、甲に提出しなければならない。また、変更のあったときは、直ちに甲に報告する。

3 甲は、乙の協議を得て登録事業者が本協定に基づいて業務を適切に遂行することができないと認めるときは、当該登録事業者を登録事業者名簿から抹消することができ

る。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、第三者に対し、この協定事項の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又は本協定に基づき生ずる権利義務を譲渡してはならない。

2 乙は、乙の申請によって登録事業者名簿に登録された受託建築士に対しても、前項の規定により乙が負う義務を遵守させなければならない。

（秘密の保持）

第7条 乙は、本協定の期間の内外を問わず、本協定に基づく業務の履行に際して知り得た情報を許可なく他に漏らし、又は不当に使用してはならない。

2 乙は、本協定の内外を問わず、乙の構成員に対して、本協定の業務の履行に際して知り得た情報を許可なく外に漏らさせ、又は不当に使用させてはならない。

（苦情等の処理）

第8条 本協定に基づく業務の履行に際して苦情等が発生したときは、甲及び乙が協議の上、それぞれの責任において速やかに解決を図るものとする。

（協定期間）

第9条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも何ら申し出がないときは、同一の条件で期間を1年間として自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

（個人情報の保護）

第10条 乙は、この協定による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、橿原市個人情報保護条例（平成11年橿原市条例第17号）第13条の規定及び特記事項に掲げる事項を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

（その他）

第11条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

平成30年11月21日

甲 橿原市八木町1丁目1番18号

橿原市長 森下 豊

乙 奈良市大宮町2丁目5番7号

一般社団法人奈良県建築士事務所協会

会長 植村 吉延

檀原市の空家等の流通促進等に関する協定書

檀原市（以下「甲」という。）と奈良県司法書士会（以下「乙」という。）は、檀原市内に所在する空家等の市場への流通促進に関して、平成30年11月21日付け締結の檀原市の空家等の流通促進等に関する連携協定書（以下「連携協定書」という。）に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携、協力して、連携協定書第3条に規定する檀原市空家等対策プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）及び関係団体会議に基づいて必要な施策を実施することにより、檀原市内に所在する空家等の市場への流通促進を図り、空家等の利活用を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- （2）所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。
- （3）登録事業者 空家等の流通を促進するため、本協定の目的を理解し業務を行う者として甲の求めに応じて提出した名簿に登録された乙所属会員をいう。
- （4）受託司法書士 次条に規定する甲からの情報を提供され第5条第1号から第5号までの業務を行う乙所属会員をいう。

（甲の実施業務）

第3条 甲は、所有者等の同意を得て、空家等の市場への流通に関し必要となる情報を、受託司法書士に提供するものとする。

（乙の実施業務）

第4条 次条に規定する業務を円滑に遂行するため、乙は、司法書士法（昭和25年法律第197号）第25条の趣旨に基づき研修会を実施し、登録事業者の資質の向上に努めるものとする。

2 乙は、司法書士法第52条第2項の趣旨に基づき、登録事業者の品位を保持し、その業務の改善を図るため、登録事業者の指導を行うものとする。

（受託司法書士の実施業務等）

第5条 受託司法書士は、関係団体会議で示された方針に基づき、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）不動産の権利に関する登記についての相談及び手続
 - （2）商業・法人登記についての相談及び手続
 - （3）空家等の所有者、相続人の調査
 - （4）成年後見人等、相続財産管理人、不在者財産管理人等への就任及び選任手続
その他司法書士法第3条第1項及び同法施行規則（昭和53年法務省令第55号）第31条に規定された業務
- （登録事業者名簿）

第6条 乙は、甲の求めに応じて登録事業者名簿を作成し、提出する。

2 登録事業者は、前項の規定により提出された登録事業者名簿を管理し、登録の抹消・新規登録・登録事業者名簿記載事項の変更等、登録事業者名簿に変更が生じたときは、直ちに甲に報告する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第7条 乙及び登録事業者は、第三者に対し、この協定事項の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又は本協定に基づき生ずる権利義務を譲渡してはならない。

（秘密の保持）

第8条 本協定に基づく業務に携わる者は、この業務の履行に際して知り得た情報を許可なく他に漏らし、又は不当に使用してはならない。

（苦情等の処理）

第9条 本協定に基づく業務の履行に際して苦情等が発生したときは、甲及び乙が協議の上、それぞれの責任において速やかに解決を図るものとする。

（協定期間）

第10条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも何ら申し出がないときは、同一の条件で期間を1年間として自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

（個人情報の保護）

第11条 乙は、この協定による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、檀原市個人情報保護条例（平成11年檀原市条例第17号）第13条の規定及び特記事項に掲げる事項を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

（その他）

第12条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

平成30年11月21日

甲 檀原市八木町1丁目1番18号

檀原市長 森下 豊

乙 奈良市西木辻町320番地の5

奈良県司法書士会

会長 梅本 司

橿原市の空家等の流通促進等に関する協定書

橿原市（以下「甲」という。）と公益社団法人奈良県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）は、橿原市内に所在する空家等の市場への流通促進に関して、平成30年11月21日付け締結の橿原市の空家等の流通促進等に関する連携協定書（以下「連携協定書」という。）に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携、協力して、連携協定書第3条に規定する橿原市空家等対策プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）及び関係団体会議に基づいて必要な施策を実施することにより、橿原市内に所在する空家等の市場への流通促進を図り、空家等の利活用を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。
- (3) 登録事業者 乙が、その構成員の中から、空家等の流通を促進するための業務を適切に遂行することが可能であると認め、当該業務を遂行する事業者として登録したものをいう。

（甲の実施業務）

第3条 甲は、所有者等の同意を得て、空家等の市場への流通に関し必要となる情報を、登録事業者の中から乙が指名する業務担当事業者（以下「担当事業者」という。）に提供するものとする。

（乙の実施業務）

第4条 乙は、関係団体会議で示された方針に基づき、次条に規定する登録事業者名簿に記載の事業者の中から、担当事業者を指名し、次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 不動産の売買、賃貸借に関する媒介
- (2) 空家等の調査、査定、相場及び売買事例等に関する相談
- (3) その他空家等の流通促進に関する業務

2 乙は、担当事業者からの報告に基づき業務の進捗を管理し、業務の成果をプラットフォームに報告するものとする。

3 第1項に規定する業務を円滑に遂行するため、乙は、研修会や勉強会の開催等により、登録事業者の技術向上に努める。

（登録事業者名簿）

第5条 乙は、登録事業者について、登録事業者名簿を作成し、管理する。

2 乙は、前項の規定による登録事業者名簿を、甲に提出しなければならない。また、変更のあったときは、直ちに甲に報告する。

3 甲は、乙の協議を経て登録事業者が本協定に基づいて業務を適切に遂行することができないと認めたときは、当該登録事業者を登録事業者名簿から抹消することができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、第三者に対し、この協定事項の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又は本協定に基づき生ずる権利義務を譲渡してはならない。

2 乙は、乙の申請によって登録事業者名簿に登録された担当事業者に対しても、前項の規定により乙が負う義務を遵守させなければならない。

（秘密の保持）

第7条 乙は、本協定の期間の内外を問わず、本協定に基づく業務の履行に際して知り得た情報を許可なく他に漏らし、又は不当に使用してはならない。

2 乙は、本協定の内外を問わず、乙の構成員に対して、本協定の業務の履行に際して知り得た情報を許可なく外に漏らさせ、又は不当に使用させてはならない。

（苦情等の処理）

第8条 本協定に基づく業務の履行に際して苦情等が発生したときは、甲及び乙が協議の上、それぞれの責任において速やかに解決を図るものとする。

（協定期間）

第9条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも何ら申し出がないときは、同一の条件で期間を1年間として自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

（個人情報の保護）

第10条 乙は、この協定による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、橿原市個人情報保護条例（平成11年橿原市条例第17号）第13条の規定及び特記事項に掲げる事項を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

（その他）

第11条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

平成30年11月21日

甲 橿原市八木町1丁目1番18号

橿原市長 森下 豊

乙 奈良市大安寺6丁目20番3号

公益社団法人奈良県宅地建物取引業協会

会長 吉村 岩雄

橿原市の空家等の流通促進等に関する協定書

橿原市（以下「甲」という。）と奈良県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、橿原市内に所在する空家等の市場への流通促進に関して、平成30年11月21日付け締結の橿原市の空家等の流通促進等に関する連携協定書（以下「連携協定書」という。）に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携、協力して、連携協定書第3条に規定する橿原市空家等対策プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）及び関係団体会議に基づいて必要な施策を実施することにより、橿原市内に所在する空家等の市場への流通促進を図り、空家等の利活用を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- （2）所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。
- （3）登録事業者 空家等の流通を促進するため、本協定の目的を理解し業務を行う者として甲の求めに応じて提出した名簿に登録された乙所属会員をいう。
- （4）受託土地家屋調査士 次条に規定する甲からの情報を提供され第5条第1号から第4号までの業務を行う乙所属会員をいう。

（甲の実施業務）

第3条 甲は、所有者等の同意を得て、空家等の市場への流通に関し必要となる情報を、受託土地家屋調査士に提供するものとする。

（乙の実施業務）

第4条 次条に規定する業務を円滑に遂行するため、乙は、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第25条の趣旨に基づき研修会を実施し、登録事業者の資質の向上に努めるものとする。

2 乙は、土地家屋調査士法第47条第2項の趣旨に基づき、登録事業者の品位を保持し、その業務の改善を図るため、登録事業者の指導を行うものとする。

（受託土地家屋調査士の実施業務等）

第5条 受託土地家屋調査士は、関係団体会議で示された方針に基づき、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）空家等の表示に関する登記についての相談
- （2）空家等の流通促進に必要な調査及び測量
- （3）空家等の表示に関する登記についての手続きの代理
- （4）その他土地家屋調査士法第3条第1項及び同法施行規則（昭和54年法務省令第53号）第29条に規定された業務
（登録事業者名簿）

第6条 乙は、甲の求めに応じて登録事業者名簿を作成し、提出する。

2 登録事業者は、前項の規定により提出された登録事業者名簿を管理し、登録の抹消・新規登録・登録事業者名簿記載事項の変更等、登録事業者名簿に変更が生じたときは、直ちに甲に報告する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第7条 乙及び登録事業者は、第三者に対し、この協定事項の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又は本協定に基づき生ずる権利義務を譲渡してはならない。

（秘密の保持）

第8条 本協定に基づく業務に携わる者は、この業務の履行に際して知り得た情報を許可なく他に漏らし、又は不当に使用してはならない。

（苦情等の処理）

第9条 本協定に基づく業務の履行に際して苦情等が発生したときは、甲及び乙が協議の上、それぞれの責任において速やかに解決を図るものとする。

（協定期間）

第10条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも何ら申し出がないときは、同一の条件で期間を1年間として自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

（個人情報の保護）

第11条 乙は、この協定による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、橿原市個人情報保護条例（平成11年橿原市条例第17号）第13条の規定及び特記事項に掲げる事項を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

（その他）

第12条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

平成30年11月21日

甲 橿原市八木町1丁目1番18号

橿原市長 森下 豊

乙 奈良市東紀寺町二丁目7番2号
奈良県土地家屋調査士会

会長 貫渡 利行

橿原市の空家等の流通促進等に関する協定書

橿原市（以下「甲」という。）と公益社団法人奈良県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、橿原市内に所在する空家等の市場への流通促進に関して、平成30年11月21日付け締結の橿原市の空家等の流通促進等に関する連携協定書（以下「連携協定書」という。）に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携、協力して、連携協定書第3条に規定する橿原市空家等対策プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）及び関係団体会議に基づいて必要な施策を実施することにより、橿原市内に所在する空家等の市場への流通促進を図り、空家等の利活用を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。
- (3) 登録事業者 乙が、その構成員の中から、空家等の流通を促進するための業務を適切に遂行することが可能であると認め、当該業務を遂行する事業者として登録したものをいう。

（甲の実施業務）

第3条 甲は、所有者等の同意を得て、空家等の市場への流通に関し必要となる情報を、登録事業者の中から乙が指名する業務担当事業者（以下「担当事業者」という。）に提供するものとする。

（乙の実施業務）

第4条 乙は、関係団体会議で示された方針に基づき、次条に規定する登録事業者名簿に記載の事業者の中から、担当事業者を指名し、次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 不動産の鑑定評価
- (2) 空家等所有地の有効活用法についての助言・情報提供
- (3) その他空家等の流通促進に関する業務

2 乙は、担当事業者からの報告に基づき業務の進捗を管理し、業務の成果をプラットフォームに報告するものとする。

3 第1項に規定する業務を円滑に遂行するため、乙は、研修会や勉強会の開催等により、登録事業者の技術向上に努める。

（登録事業者名簿）

第5条 乙は、登録事業者について、登録事業者名簿を作成し、管理する。

2 乙は、前項の規定による登録事業者名簿を、甲に提出しなければならない。また、変更のあったときは、直ちに甲に報告する。

3 甲は、乙の協議を経て登録事業者が本協定に基づいて業務を適切に遂行することができないと認めたときは、当該登録事業者を登録事業者名簿から抹消することができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、第三者に対し、この協定事項の一部若しくは全部の実施を委託し、若

しくは請け負わせ、又は本協定に基づき生ずる権利義務を譲渡してはならない。

2 乙は、乙の申請によって登録事業者名簿に登録された担当事業者に対しても、前項の規定により乙が負う義務を遵守させなければならない。

（秘密の保持）

第7条 乙は、本協定の期間の内外を問わず、本協定に基づく業務の履行に際して知り得た情報を許可なく他に漏らし、又は不当に使用してはならない。

2 乙は、本協定の内外を問わず、乙の構成員に対して、本協定の業務の履行に際して知り得た情報を許可なく外に漏らさせ、又は不当に使用させてはならない。

（苦情等の処理）

第8条 本協定に基づく業務の履行に際して苦情等が発生したときは、甲及び乙が協議の上、それぞれの責任において速やかに解決を図るものとする。

（協定期間）

第9条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも何ら申し出がないときは、同一の条件で期間を1年間として自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

（個人情報の保護）

第10条 乙は、この協定による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、橿原市個人情報保護条例（平成11年橿原市条例第17号）第13条の規定及び特記事項に掲げる事項を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

（その他）

第11条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

平成30年11月21日

甲 橿原市八木町1丁目1番18号

橿原市長 森下 豊

乙 奈良市大宮町5丁目4番12号

公益社団法人奈良県不動産鑑定士協会

会長 竹村 牧